

指定障害福祉サービス事業 指 定 申 請 等 の 手 引 き

居宅介護事業
重度訪問介護事業
同行援護事業
行動援護事業

この資料は令和 8 年 4 月現在の制度に基づき作成したものです。今後改正の可能性
があることにご留意ください。

令和 8 年 8 月

滋 賀 県

1. 指定基準総論

1) 関係法令等

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ・同法律施行令(平成18年政令第10号)
- ・同法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

◇同法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号) = (この冊子において「指定基準」という。)

※ 滋賀県は「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月29日滋賀県条例第8号)を定めています。国指定基準省令と県指定基準条例が同等の内容であるため、この手引きでは国指定基準省令に基づき説明をします。

◇同法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) = (この冊子において「通知」という。)

2) 指定要件

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①申請者が法人格を有すること
- ②事業所の指定(人員・設備・運営)基準を満たすこと
- ③障害者総合支援法上の欠格事項に該当しないこと

3) 指定を受けるにあたっての留意事項

- 基準は、居宅介護サービス等(重度訪問介護サービス、同行援護サービスおよび行動援護サービスを含む。以下同じ。)の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅介護事業者等(指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者および指定行動援護事業者を含む。以下同じ。)は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

- 指定居宅介護サービス等の事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅介護事業等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

- ①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
- ②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
- ③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告にかかる措置を採るよう命令することができる。

ただし、③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を設けて指定の全部若しくは一部の効力を停止する(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費の請求を停止させる)。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合がある。

- ①次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ア 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - イ 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその

従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

4)事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとする。

ただし、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

5)用語の定義

○「常勤」

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいう。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

○「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

○「勤務延時間数」

当該事業に係るサービス提供に従事する時間および準備・待機時間の合計数。

なお、勤務延時間数に算入することができる上限時間数は、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数までとする。

○「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

6)指定居宅介護事業所の重度訪問介護の指定に関する特例について

指定居宅介護の事業者であって、指定重度訪問介護の指定基準を満たすものについては、指定重度訪問介護の指定を受けたものとする。ただし、事業者が特段の申出をしたときはこの限りではない。(障害者総合支援法施行規則第34条の7)

障害者総合支援法におけるホームヘルプ系のサービスには

① 居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護の4つがあります。

①居宅介護

障害者(児)に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護の内容は以下の通り区分され、それぞれ算定できる単位数が異なります。

- ・身体介護 …身体介護を中心に行う場合
- ・家事援助 …家事援助を中心に行う場合
- ・通院介助(身体介護を伴う場合)…通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合で身体介護を伴う場合
- ・通院介助(身体介護を伴わない場合)…上記の同様の場合で、身体介護を伴わない場合
- ・通院等乗降介助 …ヘルパーが自ら自動車を運転し通院等を支援する場合

対象者

- ・障害支援区分が区分2以上(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者
- ・通院介助(身体介護を伴う場合)の対象者は、障害支援区分が区分2以上で、歩行、移乗などに介助を要する状態の者

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに病院等入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

対象者

- ・障害支援区分が区分4以上であつて、二肢以上に麻痺があり、歩行・移乗・排せつに介助を要する状態の者
- ・障害支援区分が区分4以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行います。

対象者

- ・同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上、かつ、「移動障害」が1点以上の者
- ※障害支援区分の認定は必要としません。

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

対象者

- ・障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12 項目)等の合計点が10点以上(障害児にあってこれに相当する支援の状態)である者

2. 指定基準

【居宅介護事業所】

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

【重度訪問介護事業所】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

【同行援護事業所】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

【行動援護事業所】

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

1) 新規指定

ア) 事前協議(相談)について

- ① 新規事業の申請については、指定を希望する日の「3か月前」に事業所所在地を管轄する県健康福祉事務所に協議(相談)を実施して下さい。
- ② ①の協議時に、事業申請者の「法人格の内容」「事業所が市街化調整区域内外に存するか」について申告下さい。
- ③ 長浜市・甲賀市・高島市内に事業所を設置する場合は、「市町の意見申出制度」の対象となるため、別途、県が当該市町の意見を確認します。(R9.3.31 まで)
- ④ 新規指定に関する書類は、原則、持参・郵送願います。

イ)必要な人員、設備及び運営の概要

①人員基準の概要

【人員配置基準】

人員基準	従業員 (ホームヘルパー)	・常勤換算で2.5人以上 ・介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了者等 (詳細はP9-10)
	サービス提供責任者	(居宅介護及び重度訪問介護) ・事業規模に応じて1人以上 ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者、看護師、准看護師及び保健師 (同行援護) ・事業規模に応じて1人以上 ・以下の①②③のいずれかに該当する者 ① 次のア及びイの要件を満たす者 - ア:介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者、<u>居宅介護職員初任者研修修了者で(1級課程を除く)実務経験3年以上(稼働日数として540日以上)の者</u>、看護師等 - イ:同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者 ② 次のウ及びエの要件を満たす者 - ウ:同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者で3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者 - エ:同行援護従業者養成研修(応用課程)を修了した者 ③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 (行動援護) ・事業規模に応じて1人以上 ・以下の①及び②のいずれにも該当する者 ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 ②知的障害者(児)又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に3年以上従事した経験を有する者 ※ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で、居宅介護及び重度訪問介護のサービス提供責任者の要件に該当し、かつ、知的障害者(児)又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に5年以上従事した経験を有することで足りるものとみなす。

管理者 (指定基準第6条)	常勤かつ原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合や同一法人が設置する近接施設等の管理者又は従業者との兼務は可)
------------------	---

●サービス提供責任者1人以上(常勤・専従)(次のいずれかに該当する人数)

(居宅介護、同行援護、行動援護)

- ・利用者数 40 人またはその端数を増す毎に1人以上
- ・サービス提供時間が月 450 時間またはその端数を増す毎に1人以上
- ・従業者 10 人またはその端数を増す毎に1人以上
- ・常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者業務が効率的に行われている場合は、事業所の利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに1人以上

例：延べサービス提供時間 720 時間、従業者数 12 人(常勤職員 5 人と非常勤職員 7 人)、利用者数 30 人の場合、利用者数の基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りる。

(重度訪問介護)

- ・利用者数 10 人またはその端数を増す毎に1人以上
- ・サービス提供時間が月 1000 時間またはその端数を増す毎に1人以上
- ・従業者 20 人またはその端数を増す毎に1人以上

※人員基準の特例

①指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護または指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者(ホームヘルパー)

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。(指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者および指定行動援護事業者のうちの3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護および指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて 1 以上で足りるものとする。

②介護保険法による指定介護保険事業または第一号訪問事業(介護予防事業)の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護または指定行動援護の事業を同一の事業所で併せて行う場合は、指定訪問介護の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の基準を満たしているものと判断される(届出要)。

この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。

ア 当該事業所における指定訪問介護等および指定居宅介護等の利用者数の合計として必要とされる員数以上

イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上

③移動支援事業との兼務について、サービス提供責任者は専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとする。

【責務】

●管理者

従業者及び業務の管理を一元的に行い、従業者に指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

●サービス提供責任者

- ・居宅介護計画の作成
- ・利用の申込みに係る調整
- ・従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等

【資格要件】

●サービス提供責任者

指定事業所ごとに常勤の従業者であって、P7の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要。

●従業者(ホームヘルパー)

サービス種類	要 件
居宅介護	①介護福祉士、看護師、准看護師 ②実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者 ③居宅介護従業者養成研修(訪問介護員養成研修)1級課程修了者 ④居宅介護職員初任者研修(介護職員初任者研修)修了者 ⑤障害者居宅介護従業者基礎研修(訪問介護員養成研修3級課程)修了者 (※⑤の従業者がサービス提供を行った場合、家事中心型で10%・身体介護中心型で30%減算)
重度訪問介護	①居宅介護従業者の資格要件を満たす者 ②重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程・追加課程・統合課程)修了者 (※特に重度の障害者に対しての支援加算を算定する場合は、追加課程・統合課程の修了者のみ)

同行援護	以下の①～③のいずれかに該当する者 ①同行援護従業者養成研修一般課程(又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程)の修了者 ②介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師であり、かつ<u>視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接支援に限る)に1年以上かつ180日以上従事した経験を有する者</u> (※障害者居宅介護従業者基礎研修(訪問介護員養成研修3級課程)修了者は10%減算) ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者
行動援護	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害者支援者養成研修(基礎及び実践)修了者であって、<u>知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上かつ180日以上に従事経験を有する者。</u> (※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上かつ360日以上従事した経験を有する者は、当該基準に適合するものとみなす)

【平成25年度以降の居宅介護従業者に係る養成研修について】

平成25年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。

旧の研修の修了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取扱います。

旧	新(H25～)
居宅介護従業者養成研修1級、2級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修1級、2級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修
居宅介護従業者養成研修3級	障害者居宅介護従業者基礎研修

※資格要件については次の通知を参照してください

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)

②設備基準の概要

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
設備及び備品等	◇事業の運営に必要な広さの専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(重度訪問介護、同行援護、行動援護も同様)	指定基準第8条

	☆ 専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。 ☆ 事務室又は事業を行う区画には、利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保するものとする。 ☆ 必要な設備、備品を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備等に配慮すること。 ただし、同一敷地内にある場合であって、運営に支障のない場合は当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。 ☆ 事務室・区画又は設備、備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。	通知第三の2の(1) 通知第三の2の(2) 通知第三の2の(3)
--	---	---

③運営基準の概要

※指定基準第9条から第42条までについては、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されています。また、第9条から第31条まで及び第33条から第42条までについては、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されています。

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
基本取扱方針	◇ 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。 ◇ その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	指定基準第24条
具体取扱方針	◇ 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 ◇ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ◇ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ◇ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。	指定基準第25条

内容及 び手続の 説明及 び同意	◇ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。 ☆利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 ☆利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条第1項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容 ③当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④指定居宅介護の提供開始年月日 ⑤指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 ※なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	指定基準第9条 通知第三の3の(1)
---------------------------	--	----------------------------------

利用料等 の受領	◇支給決定障害者に求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られる。 ◇指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 ◇支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。 ◇上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。 ◇利用者負担額、交通費の額、法定代理受領を行わない場合のサービス費の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。	指定基準20, 21条
-------------	---	--------------------

提供拒否の禁止	◇正当な理由なく、指定居宅介護サービスの提供を拒んではならない。	指定基準第11条
サービスの提供の記録	◇指定居宅介護を提供した際には、提供日、提供した内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。 ◇また、記録に際しては利用者からサービス提供の確認を得なければならない。	指定基準第19条
居宅介護計画の作成	◇サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅介護計画の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。 ◇サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者及びその同居家族に対して内容を説明し、居宅介護計画を交付しなければならない。	指定基準第26条第1項 指定基準第26条第2項
同居家族に対するサービス提供禁止	◇指定居宅介護事業者は、従業者(ホームヘルパー)に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。	指定基準第27条
緊急時等の対応	◇現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	指定基準第28条
運営規程	◇事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤通常の事業の実施区域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦主たる対象とする障害の種類 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他運営に関する重要事項	指定基準第31条
介護等の総合的な提供	◇事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。	居宅指定基準第32条

	☆指定居宅介護は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならない。 ☆提供しているサービスの内容及、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしていないこと。 ☆「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当する。	通知第三の3(21)
勤務体制の確保等	◇利用者に対し適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ☆原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にする。 ☆指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。 ◇従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 ☆指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ◇職場におけるセクハラ・パワハラの防止措置義務より、事業者の防止方針等の明確化及び相談窓口に関し従業者に周知すること。	指定基準第33条第1項 通知第三の3の(22)の① 通知第三の3の(22)の② 指定基準第33条第3項 通知第三の3(22)③ 指定基準第33条第4項
業務継続計画の策定	◇感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための「業務継続計画」を策定し、同計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ◇従業者に対し「業務継続計画」について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ☆研修及び訓練は、年1回以上実施すること。また、その内容を記録すること。 ◇定期的に同計画を見直し、必要に応じ変更を行うこと。	指定基準第33条の2

衛生管理等	◇従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ◇指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ☆指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに設備及び備品等の衛生的な管理に努めること。 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 ◇感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備するとともに対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知しなければならない。	指定基準第34条第1項 指定基準第34条第2項 通知第三の3(23) 指定基準第34条第3項
掲示	◇指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けなければならない。	指定基準第35条
身体拘束の禁止	◇指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。 ◇やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 ◇身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底しなければならない。 ◇身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ◇従業者に対し、身体拘束等適正化ための研修を定期的実施すること。	指定基準第35条の2

苦情解決	◇提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 ☆「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示すること等である。 ◇苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	指定基準第39条第1項 通知第三の3の(26) 指定基準第39条第2項
事故発生時の対応	◇事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。 ◇事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。 ◇事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	指定基準第40条第1項 指定基準第40条第2項 指定基準第40条第3項
虐待の防止	◇事業者は、事業所における虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること。 ◇虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ◇上記措置を適切に実施するための担当者を配置すること。	指定基準第40条の2第1号 第2号 第3号
会計の区分	◇事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業とその他の事業の会計を区分しなければならない。	指定基準第41条c

※上記(人員・設備・運営基準の概要)は、指定基準等を抜粋していますので、指定基準および通知を参照してください。

情報公表システムへの報告(登録)	・新規開業事業者は、指定を受けた日から1か月以内に初回報告(登録)を行うこと。 ・事業者は、毎年、提供するサービスに関する基本・運用情報及び経営情報を同システムを通じて県に報告すること。	障害者総合支援法第76条の3 滋賀県障害福祉サービス等情報公表実施要綱
-------------------------	---	---

ウ)指定申請書類

指定申請に係る添付書類一覧表 《 ○:提出必須 △:該当する場合 》 R7.3.19

必要(添付)書類	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	申請者 確認欄	備 考
指定申請書	○		様式第1号
別紙 (他の法律において既に指定を受けている事業等について)	○		別紙
別紙連絡先	○		
指定に係る記載事項(付表)	○		
添付書類一覧表	○		本表
登記事項を特定する情報 (法人番号等)	○		登記事項証明書の場合は、原本または原本証明付の写し
従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(02-1)	○		
法人等の組織体制図	○		参考様式1
管理者の経歴書	○		参考様式2
サービス提供責任者の経歴書	○		参考様式2
実務経験証明書(居宅介護以外は資格種別により必要)	△		参考様式3
平面図	○		参考様式4
設備・備品等一覧表	○		参考様式5
運営規程	○		参考規程あり
指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	△		参考様式6
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○		参考様式7
障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○		参考様式8
従業者(サービス提供責任者を含む)の資格を証明するもの(ヘルパー資格の写し等)	○		
事業計画書・収支予算書	○		
損害賠償発生時の対応方法を明示する書類	○		
介護保険法による訪問介護事業の指定書(写し)	△		
介護給付費等算定に係る体制届出書(居宅介護等)	○		別紙1(一覧表)ほか
福祉・介護職員等処遇改善加算計画書および届出書	左記加算を算定する場合のみ		障害福祉課へ提出
障害福祉サービス事業等開始(変更)届	○		別記様式第17号
業務管理体制の整備に関する事項の届出書	新規に指定障害福祉サービス事業者となる場合		障害福祉課へ提出
市町の意見照会通知書の内容	△		長浜・甲賀・高島市のみ

※上記書類のほか、必要に応じて、別途書類(関係法令の遵守状況等)の提出を求める場合があります。

2) 変更、廃止、休止、再開の手続き(変更の届出等;法第46条)

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

廃止、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1か月前までに、その旨を県知事に届け出なければならない。

○変更手続き

提出書類－変更届出書(様式第2号)

添付書類(下記のとおり・番号は変更届出書に記載している番号)

番号	変 更 事 項 (抜粋)	添 付 書 類
1	事業所の名称	・変更後の運営規程 ・平面図(事業所の所在地変更の場合) ・業務管理体制届出(第3号様式)も必要
2	事業所の所在地	
3	申請者(法人)の名称	・変更後の登記記載事項証明書 ・業務管理体制届出(第3号様式)も必要
4	申請者(法人)の主たる事務所の所在地	
5	申請者(法人)の代表者の氏名及び住所等	
7	登記事項証明書又は条例等	・変更後の登記事項証明書等
9	事業所の平面図、設備の概要	・平面図(変更前・変更後)
11	管理者の氏名・住所及び経歴	・変更後の付表1 ・経歴書 ・勤務体制及び勤務形態一覧表
12	サービス提供責任者の氏名・住所及び経歴	・変更後の付表1 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・資格証の写し ・勤務体制及び勤務形態一覧表
13	運営規程	・変更前・変更後の運営規程(新旧対照表を添付) ※必要に応じて ・付表 ・経歴書 ・従業者の勤務体制等の書類 ・従業者の資格証等の写し ・平面図

※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

例)組織図(他事業所との兼務職員がいる場合)

○廃止手続き

提出書類－廃止届出書(様式第3号)

添付書類－利用者一覧と引継状況(参考様式あり)

○休止手続き

提出書類－休止届出書(様式第3号)

－添付書類(なし)

○再開手続き

提出書類－再開届出書(様式第3号)

添付書類－付表1

－従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

－その他の必要書類

(例)休止前と管理者やサービス提供責任者が変わっている場合は、経歴書、資格証の写し等が必要。

【申請書類等の提出先】

各事業所の所在地を管轄する健康福祉事務所へ提出願います。大津市にある事業所の方は、大津市障害福祉課へ提出となります。

◇ 大津市健康福祉部障害福祉課(大津市)

所在地 〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL077-528-2745 FAX077-524-0086

◇ 滋賀県南部健康福祉事務所(草津市、守山市、栗東市、野洲市)

所在地 〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75

TEL077-562-3527 FAX077-562-3533

◇ 滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀市、湖南市)

所在地 〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200

TEL0748-63-6111 FAX0748-63-6142

◇ 滋賀県東近江健康福祉事務所(近江八幡市、東近江市、蒲生郡)

所在地 〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22

TEL0748-22-1300 FAX0748-22-1617

◇ 滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根市、愛知郡、犬上郡)

所在地 〒522-0039 彦根市和田町 41

TEL0749-21-0281 FAX0749-26-7540

◇ 滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜市、米原市)

所在地 〒526-0033 長浜市平方町 1152-2

TEL0749-65-6610 FAX0749-63-2989

◇ 滋賀県高島健康福祉事務所(高島市)

所在地 〒520-1621 高島市今津町今津 448-45

TEL0740-22-2505 FAX0740-22-5693

